

令和4年

第4回

石川町議会定例会提出議案書

令和4年 9月29日提出



## 第4回石川町議会定例会提出議案

報告第 3号	令和3年度石川町健全化判断比率について	1
報告第 4号	令和3年度石川町資金不足比率について	2
議案第49号	石川町職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例	3
議案第50号	石川町地方活力向上地域における固定資産税の 不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第51号	令和3年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について	12
議案第52号	令和3年度石川町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について	12
議案第53号	令和3年度石川町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	13
議案第54号	令和3年度石川町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について	13
議案第55号	令和3年度石川町母畑財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	14
議案第56号	令和3年度石川町中谷財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	14
議案第57号	令和3年度石川町土地開発事業特別会計 歳入歳出決算認定について	15
議案第58号	令和3年度石川町宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算認定について	15
議案第59号	令和3年度石川町水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について	16
議案第60号	令和4年度石川町一般会計補正予算（第3号）	17
議案第61号	令和4年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）	17

議案第62号	令和4年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）	……	17
議案第63号	令和4年度石川町介護保険 特別会計補正予算（第1号）	……	18
議案第64号	令和4年度石川町水道事業会計補正予算（第1号）	……	18

報告第 3号

令和3年度石川町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度石川町健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

令和3年度石川町健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.0	15.7

報告第 4号

令和3年度石川町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度石川町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

令和3年度石川町資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
石川町水道事業会計	—
石川町宅地造成事業特別会計	—

議案第49号

石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。ただし、第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合には、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 非常勤職員であつて、次のいずれにも該当する者以外の職員</u></p> <p><u>ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合には当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合には、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数を考慮して規則で定め</u></p>

現行	改正案
<p><u>当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>る非常勤職員</u></p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。)</u>において育児休業をしている場合であって、当該子について、第2条の3第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。</p> <p>(2) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につい</u></p>





現行	改正案
<p>_____ 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする_____育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする_____地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (追加)</p>	<p><u>当するとき、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはイに掲げる場合に該当するとき)</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する<u>場合に該当してする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>ウ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>育児休業をしようとする場合</p> <p><u>エ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が<u>育児休業</u>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当した<u>ことにより当該育児休業に係る子について既にしたもの</u>を除く。)の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) その任期</u></p> <p><u>_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に<u>特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期</u></u></p> <p><u>_____の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とす</u></p>	<p><u>地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの_____が、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日_____を育児休業の期間の初日とす</u></p>

現行	改正案
<p>る育児休業をしようとする事。 (追加)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>る育児休業をしようとする事。 <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和3年8月10日に人事院が行った「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に基づき、育児休業の取得回数制限の緩和、育児休業再取得にあたり育児休業等計画書の提出規定を削除、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等の改正を行うため。

議案第50号

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以降<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得</p>	<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以降<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得</p>

現行	改正案
<p>の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、石川町税条例(昭和30年条例第31号)第62条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、石川町税条例(昭和30年条例第31号)第62条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は、令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 新条例第2条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

#### 提案理由

関係法令の一部改正に伴い、本年6月に所要の改正を行ったところだが、その後、適用期間に誤りがあったことから、再度改正を行うため。

議案第51号

令和3年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町一般会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第52号

令和3年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎



議案第53号

令和3年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第54号

令和3年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第55号

令和3年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第56号

令和3年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第57号

令和3年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第58号

令和3年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第59号

令和3年度石川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度石川町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度石川町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度石川町水道事業会計決算……………別冊

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第60号

令和4年度石川町一般会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第61号

令和4年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第62号

令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第63号

令和4年度石川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第64号

令和4年度石川町水道事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月29日提出

石川町長 塩田金次郎

